

宮代町建設工事請負競争入札参加資格者格付要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮代町建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成19年宮代町告示第2号。以下「規程」という。)第8条に基づく格付を行うに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(格付方法)

第2 格付は、第3に定める資格審査数値を基に、第6に定める格付基準に従って業種ごとに行うものとする。

(資格審査数値)

第3 資格審査数値は、第4に定める客観的事項の審査数値とする。

(客観的事項の審査数値)

第4 客観的事項の審査数値は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査の総合評価値とする。

ただし、中小企業等共同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業共同組合のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者(以下「官公需適格組合」という。)については、次のとおり取り扱うものとする。

1. 官公需適格組合

(1) 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員(規程第16条中官公需適格組合が申請する場合の書類欄の「組合員」をいい、当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。)の次に掲げる事項の合計値を用いて、建設省告示に定める基準に準じて行う。

ア 年間平均完成工事高

イ 工事の種類別年間平均完成工事高

ウ 自己資本の額

エ 建設業に従事する職員の数

オ 技術職員の数

(町内業者の特例)

第5 資格審査の申請日において建設業法に規定する主たる営業所が宮代町内にある者(以下「町内業者」という。)については、次に定める項目の数値を第4の審査数値に加えるものとする。

1. 工事成績点

(1) 工事成績点は、申請業種ごとに配点する。

(2) 工事成績点は、資格審査年度の前年度、前々年度に町評定要領に基づき評定した工事成績評点のうち、工事成績評点を合計し当該工事件数で除して得た数値(算出された数値に1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「平均点数」という。)を次表の区分により算出した数値とする。

工事成績 平均点数	75点以上 79点未満	79点以上 83点未満	83点以上 87点未満	87点以上
配点	35	50	65	80

2. ISO認証取得点

(1) ISO認証取得点は、建設工事の施工について、資格審査申請日において(財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001、9002及び14001の認証を取得している者を対象とし、全ての申請業種に配点する。

(2) ISO認証取得点は、次表の区分により算出した数値とする。

認証取得したISO規格	9001, 9002	14001
配点	35	15

3. 建設業労働災害防止協会加入点

(1) 建設業労働災害防止協会加入点は、資格審査申請日時点において(財)建設業労働災害防止協会に加入している者を対象とし、全ての申請業種に10点を配点する。

(2) 協同組合については、当該協同組合としての加入を対象とする。

4. 障害者雇用点

(1) 障害者雇用点は、次の者を対象に全ての申請業種に5点を配点する。

1 障害者雇用促進法第14条に係る報告義務がある場合で、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる事務所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書の写しを提出した者。

2 障害者雇用促進法第14条に係る報告義務がない場合で、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者。

(2) 協同組合については、当該協同組合として前記(1)の要件を満たしている場合を対象とする。

(格付基準)

第6 格付の等級は、次表の区分によるものとする。

格付	審査数値
A級	1000点以上
B級	750点以上1000点未満
C級	600点以上 750点未満
D級	599点以下

(格付の変更)

第7 規程第11条に定める参加資格の有効期間内は、格付の変更は行わないものとする。

(名簿の公表)

第8 競争入札参加資格者名簿は、その有効期間中、宮代町公式ホームページにおいて公表する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5に規定する工事成績点は、平成21年度以降の有効期間に係る資格審査から施行する。